

# 岩見沢市議会の議員定数等に関する検討結果報告書

令和8年3月

岩見沢市議会 議員定数等検討委員会

## 1 はじめに

地方議会の議員定数の定め方については、平成 15 年 1 月に法定定数制度が廃止され、人口区分に応じて議員定数の上限数を法律で定め、その数を超えない範囲内で条例により定数を定めることとなり、さらに平成 23 年には地方自治法の一部改正により議員定数の法定上限が撤廃され、地方議会が自主的な判断のもと、条例で定めることとなった。

岩見沢市議会では、平成 14 年第 1 回定例会において条例定数 32 人を 28 人とし、平成 15 年 4 月 27 日の市議会議員選挙から適用された。

平成 18 年 3 月 27 日の市町村合併の在任特例後の議員定数は、平成 18 年第 3 回定例会において 26 人に議決され、平成 19 年 4 月 22 日の市議会議員選挙から適用された。

その後、平成 26 年第 1 回定例会において 22 人に議決され、平成 27 年 4 月 26 日の市議会議員選挙から適用された。

令和 4 年 4 月には、議員定数や議員のなり手不足の解消などについて議長から議員定数等検討委員会に諮問が行われ、議員定数については現行の条例定数である 22 人とする事、また、毎期ごとに検討委員会を設置し議員定数の検証及び検討を行うことが必要であるといった旨の答申が行われた。

この答申を踏まえ、令和 7 年 7 月、議員定数等について議長から議員定数等検討委員会に諮問が行われ、当委員会で下記のとおり協議を行った。

## 2 検討項目

議員定数、議会の活性化及び議員のなり手不足の解消について

## 3 議員定数等検討委員会委員（8 人）

氏名	会派	氏名	会派
平野 義文（委員長）	市民クラブ	宮下 透	市民クラブ
太田 博之（副委員長）	新緑風会	日向 清一	民優会
枝廣 晴基	市民クラブ	猪口 満雅	公明党
武田 貞行	市民クラブ	上田 久司	日本共産党議員団

#### 4 検討委員会等の開催状況

開催日	協議内容など
令和7年7月31日(木) 第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の選任</li> <li>・資料の説明</li> <li>・論点の整理</li> <li>・今後の進め方の確認</li> </ul>
令和7年9月9日(火) 第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会派の協議結果の報告、協議</li> <li>・タブレット端末に関するアンケートの実施について</li> <li>・市民との意見交換会の開催について</li> </ul>
令和7年9月18日(木) 広報広聴委員会との合同委員会(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との意見交換会の開催について</li> </ul>
令和7年10月21日(火) 広報広聴委員会との合同委員会(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との意見交換会の開催について</li> </ul>
令和7年10月28日(火) 市民との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数、議員報酬及び議員のなり手不足を主なテーマとして、広報広聴委員会と合同で意見交換会を開催。参加者へのアンケートのほか、意見交換会の様子をYouTubeで公開しWebアンケートも実施。</li> <li>参加者：31人</li> <li>アンケートの回答者数：参加者26人、Web87人</li> </ul>
令和7年12月8日(月) 第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との意見交換会に係るアンケート結果について</li> <li>・タブレット端末に関するアンケートの内容について</li> </ul>
令和7年12月16日(火) 第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会派の協議結果の報告、協議</li> <li>・タブレット端末に関するアンケートの実施について</li> </ul>
令和7年12月19日(金) 広報広聴委員会との合同委員会(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との意見交換会の報告書について</li> </ul>
令和8年1月30日(金) 第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末に係るアンケート結果について</li> <li>・協議に関する途中経過報告について</li> <li>・議員定数検討に係る評価シートについて</li> </ul>
令和8年2月26日(木) 第6回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会派の協議結果の報告、協議</li> <li>・協議に関する途中経過報告について</li> </ul>
令和8年3月13日(金) 第7回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会派の協議結果の報告、協議</li> <li>・協議に関する途中経過報告について</li> </ul>
令和8年3月23日(月) 第8回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果報告書及び答申案について</li> </ul>
令和8年3月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長への答申</li> </ul>

※広報広聴委員会と合同で「市民との意見交換会」を開催するにあたり合同委員会を開催

#### 5 答申書

別紙のとおり

令和8年3月24日

岩見沢市議会

議長 峯 泰 教 様

議員定数等検討委員会

委員長 平 野 義 文

**議員定数等に関する検討結果について（答申）**

令和7年7月31日、貴職から諮問のありました「議員定数」、「議会の活性化」及び「議員のなり手不足の解消」について、本委員会において協議を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

# 議員定数等に関する答申書

## 1 議員定数について

次期 4 年間の任期における議員定数について慎重に検討を重ねた結果、本委員会としては、概ね「21 人」とする意見が大勢を占め、妥当であるとの結論に至った。

具体的には、3 会派が「21 人」とする案を支持し、他に「20 人」とする案（1 会派）、「22 人」とする案（1 会派）が示された。

主な理由は以下のとおりである。

また、議員定数については、人口動態や社会の変化への対応、空知の中核都市として複雑化する市政課題に対し、議論の質を保てる適正人数を定期的に検証し、時代の要請に応える議会機能を維持するため、任期ごとに検討委員会を設置し、検討を行うことが必要と考える。

議員定数	主な理由	支持会派
21 人	<p>最も重要視したのは議会機能とチェック体制の維持である。議会は行政を監視し、政策を形成し、地域の多様な声を市政に反映させる場である以上、その基盤が損なわれてはならない。一方で、社会情勢や財政環境、市民の改革志向を踏まえれば、現状を当然視することも適切ではない。</p> <p>22 人は機能面での安定性はあるが、財政的視点や市民への説明責任という観点では課題が残る。20 人は改革姿勢を明確に示せるものの、委員会運営や多様性確保への影響が懸念される。</p> <p>こうした中で、議会機能と改革姿勢の両立を図る現実的水準として、一定の削減を行う方向性が妥当ではないかと整理した。</p>	市民クラブ 民優会 公明党

(附帯意見)

議員定数

主な理由

20 人 人口段階別に見た市議会議員の状況については、5 万人から 10 万人未満の市の数は 235 で、1 市当たりの平均議員数は 20.4 人と示されている。なお、全国の人口 6 万人から 7 万 5 千人の 84 市の議員の状況も同様である。(新緑風会) ※いずれも区を含む。

22 人 類似団体を見ても多いわけでもなく、市の財政状況が厳しいことに対して定数を削減して財政を確保するのではなく、市民の声を吸い上げ、市政に反映させる議員になることが必要であり、現状の定数を減らすべきではないと考える。(日本共産党議員団)

---

## 2 議会の活性化について

議会の活性化に関する 4 つの項目について、各会派の意見および協議の要点は以下のとおりである。

### (1) あるべき議員像（良い議員とは）

協議の結果、大きく 2 点の要素に分類する。

#### a) 市民に寄り添いながら実効性のある政策を自ら考え、実現まで責任を持つ議会・議員像

⇒ 行政の監視機能にとどまらず、市民の声を丁寧に聴き、学び、考えたことを政策として具体化し、市民生活の質の向上につなげていく政策立案機能の強化が求められている。聞こえの良い主張を述べるだけでなく、市民と共に市政を考え、どのようにすれば実現できるのかを提案し、行動し、成果として示していく姿勢が重要である。

#### b) 議会基本条例を拠り所とした責任ある議会運営と市民への説明責任の徹底

⇒ 岩見沢市議会基本条例で定められた議会および議員の役割を十分に理解し、これを着実に全うすることが求められている。その上で、全体最適の視点や地域貢献への意識、将来に対する危機感といった視点や志を持ち、議案の審議経過や採決に至った判断理由について、市民に対して分かりやすく説明する責任を果たしていくことが不可欠である。

### (2) 活発な議論を展開するために

議員間の討議を活性化させるための環境づくりや意識改革について、大きく「意識改革と慣例の見直し」及び「仕組みづくり」の 2 点について提案がなされた。

#### a) 議会内の意識改革と慣例の見直し

⇒ 議会においては、先輩・後輩といった立場や会派の違いにとらわれることなく、政策実現を目的として率直かつ活発な議論を行う意識改革が求められる。その前提として、議員一人ひとりが研鑽を重ねるとともに、監査委員や所属委員会の所管に関する質問を控えるといった従来の慣例も見直し、自由な発言を促すことが重要である。また、自らの意見を述べるだけでなく、相手の意見に真摯に耳を傾け、議論を深めていく姿勢が不可欠である。

#### b) 議会全体で課題を共有し、市民の声を政策に反映させるための仕組みづくり

⇒ 議会・議員に関する課題について、会派を超えて議会全体で議論する場や仕組みを整備することが必要である。あわせて、議会として主体的に調査活動を行い、市民団体等との懇談を通じて幅広く意見を聴取し、その内容を政策に反映させていくプロセスを構築することで、議論の質を高め、より実効性のある政策形成につなげていくことが重要である。

### (3) 広報広聴の中長期的な方向性

デジタルツールの活用強化と「議会の見える化」が共通の課題として挙げられ、中でも「デジタル・SNSの活用強化」、「市民への情報伝達の在り方」について意見集約することができる。

#### a) デジタル媒体と SNS を活用した分かりやすく広がりのある情報発信の強化

⇒ 将来的な紙媒体の縮小も意識しつつ、詳細な情報は Web で提供するなど、デジタルを前提とした情報発信へと転換していくことが求められる。その一環として、動画コンテンツの充実により市民の理解を促進するとともに、議会ホームページの機能強化や Facebook に加え、Instagram や X (旧 Twitter) など複数の SNS を活用した発信を進めることが重要である。また、議会としての発信に加え、議員個人が支持組織や各種媒体など、個々の持つ手法を通じて丁寧に情報を発信し、情報の広がりや到達度を高めていく姿勢が求められる。

#### b) 市民に届くことを重視した、議会広報の在り方の再構築

⇒ 議会広報の基本は、議会で行われている議論の内容を市民に分かりやすく、正確に伝えることである。そのため、市民から議会広報に対する意見や要望を幅広く聴取し、より市民にとって議会の姿が見える情報発信へと改善を重ねていく必要がある。あわせて、紙媒体である「議会だより」は年配層にとって重要な情報源として一定程度維持しつつ、費用対効果や市広報との役割分担・統合の可能性も含め、持続可能な広報の在り方を検討していくことが求められる。

### (4) タブレット端末の活用

全議員を対象に実態調査を含めたアンケートを実施した。その結果については以下の意見に集約できる。

#### a) 現状の活用について

⇒ アンケート結果を見ると、習熟度については半数以上が基本操作に問題を抱えていない反面、約 3 割が限られた操作しかできない状況であった。活用度合いについては、iPad Pro (12.9 インチ) は、主に資料閲覧用として定着しているものの、その重さと大きさ、および編集作業のしづらさが、より積極的な活用を阻害している要因の一つと考えられる。

#### b) 次期更新について

⇒ 更新にあたってのニーズでは、「携帯性 (軽量化)」を最優先事項とし、サイズダウン (11 インチ等) を検討することが求められている。また、閲覧以外の用途 (入力・作成) へ利用を広げるためには、キーボードの導入や BYOD 制の導入、操作研修の実施など、ハード・ソフト両面からのアプローチが必要であると思われるが、更新時期については、現状の OS のサポート期間を考慮すると次期改選期以降の検討で間に合うことから、新規構成議員のデジタルスキルを考慮しつつ、より実態に則した議論を行うべきと考える。

### 3 議員のなり手不足の解消について

議員のなり手不足の解消に関する3つの項目（女性・若者議員の増加、投票率の向上、議員報酬の在り方）について、各会派の意見および協議の要点は以下のとおりである。

#### (1) 女性・若者議員の増加のために

大きく2点について、若年層や女性が立候補しやすい環境づくり（オンライン化・託児・啓発活動 etc.）を重視する意見と、制度よりも個人の資質や「志」を重視する意見が見られた。

##### a) 多様な立場の人が安心して議員活動に参加できる環境整備と支援体制の構築

⇒ 女性や若者の議員を増やしていくためには、議員活動と家庭や仕事を両立しやすい環境整備が不可欠である。オンライン会議の活用や託児スペースの確保など、活動上の制約を軽減するとともに、兼業でも議員活動に取り組みやすい仕組みを整えることが求められる。あわせて、女性や若者を中心とした模擬議会体験の実施や、議員の仕事内容や報酬について分かりやすく発信する講座を設けるなど、議会活動への理解を深める取組を進めることが重要である。さらに、当選後の活動を支えるサポート体制を整えることで、立候補や議員活動に対する不安を軽減し、安心して挑戦できる環境づくりにつなげていく必要がある。

##### b) 関心層に直接届く広報と対話を通じた接触機会の創出

⇒ 特定の世代や属性に届く広報と接触機会を意図的に創出し、対話を重ねることで、議会や議員活動への関心を高めていく必要がある。関係団体や関心層と直接意見交換を行う場を設けることで、将来の担い手の裾野を広げていくことが重要である。

##### c) 制度も重要だが、より志と資質を重視し、魅力ある議会をつくることの重要性

⇒ 議会の担い手を広げていく上では、制度整備と並行して、議員活動に求められる志や覚悟、地域全体への向き合い方といった本質的な価値を共有することが欠かせない。誰もが挑戦できる議会であることを示しつつ、その前提として、信頼される議会の姿を自ら築いていくことが求められている。

#### (2) 投票率を上げるために

デジタル活用強化による「判断材料の提供」と、主権者教育・交流の深化に加え、議会自らの姿勢（定数削減）を示すべきという意見が出された。

##### a) デジタル活用を軸に、参加意識と選択のしやすさを高める情報発信と環境整備

⇒ 議会や選挙をより身近なものとするため、デジタルや SNS を活用した情報発信の強化が求められている。SNS の活用に加え、中高生を対象としたポスター募集などを通じて、若い世代が議会に触れる機会を創出することが重要である。また、選挙公報の内容を Web でより詳細に提供したり、動画による政見放送的なコンテンツを無料で発信するなど、市民が候補者や政策を比較・選択しやすい情報環境を整えていく必要がある。あわせて、移動式期日前投票所の増設や施設内投票の環境改善など、投票しやすい環境づくりにも取り組むことが求められる。

**b) 議会・議員自らの姿勢を示すことと市民との多様な交流を通じた関係づくり**

⇒ 議会・議員自らが覚悟ある姿勢を示すとともに、多様な分野の市民との交流を広げることで、市政への関心と参加意識を高めていくことが求められている。

**c) 投票率向上に向けた議会と議員個人の役割分担の明確化**

⇒ 投票率の向上に向けては、議会全体として取り組むべき課題と、議員一人ひとりが主体的に努力すべき取組の双方を明確にすることが重要である。公報の充実や仕組みの整備など組織として進めるべき施策と、日頃の活動内容を積極的に発信するなど議員個人が担う役割を整理し、それぞれが責任を果たすことで、総合的な投票環境の改善につなげていく必要がある。

**(3) 議員報酬の在り方**

現状維持や慎重論が根強い一方で、若手・現役世代にとっての構造的な参入障壁（社会保障の欠如やローン審査等）を懸念する意見が強く出された。各会派の意見および協議の要点は以下のとおりである。

**a) 市民生活への配慮を前提とした議員報酬に対する慎重かつ現実的な姿勢**

⇒ 議員報酬については、物価高騰により市民生活が厳しい状況にあることを踏まえ、現時点での増額は適切ではないとの慎重な意見が示された。アンケートでは削減を求める声が多い一方、対面での意見交換では一定の理解も得られていることから、当面は現状維持とすることがやむを得ないとの認識も示された。また、今後も市民との対話を継続していく必要があるとともに、議員定数の削減が行われた場合には、報酬の在り方について改めて検討する余地があるとの意見も示された。

**b) 議員報酬の構造的課題を踏まえた担い手確保の観点からの増額検討の必要性**

⇒ 議員報酬については、額面上は一定水準に見えるものの、厚生年金や雇用保険が適用されないなど社会保障面が薄いことから、子育て世代や家庭を持つ現役世代が立候補するには大きなハードルとなっているとの指摘があった。また、公務員給与が平成22年以降おおむね上昇している中で、議員報酬が長期間据え置かれている現状が果たして適正なのか、検討が必要であるとの意見も示された。協議の中では、市民との意見交換会に参加した若い公務員からの「額面は高く見えても、国保等の控除後の手取りは厳しく、辞職して議員になると住宅ローンも組めない」といった切実な声も紹介され、多様な人材、あるいは担い手確保の観点から、報酬の在り方を構造的に見直す必要性が共有された。

**c) 市民感覚との乖離を防ぐための議員報酬決定プロセスの透明化**

⇒ 議員報酬の在り方については、市民感覚との乖離が生じやすい課題であることを踏まえ、「お手盛り」との批判を招かないよう、議会自らが判断するのではなく、第三者的な立場を持つ報酬等審議会に委ねるなど、決定プロセスの透明性と客観性を確保することが重要である。